

令和6年6月7日

一般社団法人千葉県タクシー協会

## 「自家用車活用事業」の運行開始について

千葉県千葉交通圏（千葉市及び四街道市）において、令和6年4月26日に国土交通省より、土曜日及び日曜日の午前0時台から午前3時台のタクシーの不足車両数が公表され、当該交通圏のタクシー事業者が、自家用車活用事業を令和6年6月8日（土曜日）午前0時より順次運行開始することとなりました。

今後においても、タクシーが不足しやすい地域・時期・時間帯の移動の足の不足の解消という交通の課題に向け、会員事業者一丸となって取り組んで参ります。引き続きタクシーのご利用をよろしくお願い申し上げます。

### 【自家用車活用事業について】

国土交通省より道路運送法第78条第3号に基づいて創設された自家用車活用事業制度は、タクシー事業者が実施主体となり、タクシーが不足しやすい地域・時期・時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することをいいます。

なお、利用する際は、専用の配車アプリを介して予約し、目的地の入力や事前に確定した利用料金の支払い等をアプリ上で行います。

### 【問合せ先・担当者】

一般社団法人千葉県タクシー協会

担当者：高山・田中・竹田

Tel : 043-307-7002 Fax : 043-307-7003